

「やまぐち維新でんき」

募 集 要 項

2022年12月8日公表

山口県企業局

中国電力株式会社

目 次

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 供給上限量
- 4 需給契約の要件
- 5 適用条件
- 6 申請手続
- 7 審査等
- 8 実施期日
- 9 留意事項
- 10 お問い合わせ先

(添付)

- 別紙1 「やまぐち地域産業サポートプラン」の適用要件となる支援策一覧
- 別紙2 「やまぐち地域産業サポートプラン」電力量料金
- 別紙3 お問い合わせ先一覧

「やまぐち維新でんき」募集要項

山口県企業局（以下「県企業局」という。）と中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）は、県企業局が保有する水力発電所を活用した「やまぐち維新でんき」を創設し、2022年4月より、県内企業等を対象に電力供給を実施することとしました。

「やまぐち維新でんき」は、「やまぐち水力100プラン」と「やまぐち地域産業サポートプラン」の2種類の料金メニューにより構成します。

については、「やまぐち維新でんき」の適用を希望される企業等は、この募集要項（以下「要項」という。）に基づき、申請書類をご提出ください。

1 目的

(1) やまぐち水力100プラン

CO₂排出量の削減等、環境意識の高い山口県内の企業等に対して、県企業局が保有する水力発電所で発電された電力と非化石証書をあわせて供給することで、電気のご使用に係るCO₂排出係数をゼロとし、適用企業等の環境経営を後押しします。

価格は、中国電力の一般的な料金メニューに一定額を加算し、お支払いいただいた料金の一部を、山口県が実施する再生可能エネルギー電気の普及および地産地消に向けた取り組みに活用することで地域に貢献します。

(2) やまぐち地域産業サポートプラン

山口県内で新たな事業展開を行う企業等や山口県工業用水の新規受水等を行う企業等に対して、中国電力の一般的な料金メニューから減額した価格で電力の供給を行います。これにより、適用企業等の事業を後押しするとともに、山口県産業の振興に貢献します。

2 用語の定義

要項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に規定するとおりとします。

(1) 企業等

法人その他の団体および個人事業主をいいます。ただし国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人等を除きます。

(2) 申請者

「やまぐち維新でんき」の適用を希望し、要項に基づいて申請する企業等をいいます。

(3) 適用企業等

「やまぐち維新でんき」の適用を受ける企業等をいいます。

(4) 供給対象箇所

「やまぐち維新でんき」による電力の供給を希望する箇所であって、中国電力と電気の需給契約を締結している、または締結予定の需要場所をいいます。

(5) やまぐち水力100プラン

県企業局が保有する水力発電所で発電された電力と非化石証書をあわせて供給することにより、電気のご使用に係るCO₂排出係数をゼロとすることができる料金メニューをいいます。

価格は、中国電力の一般的な料金メニューに一定額を加算します。

(6) やまぐち地域産業サポートプラン

中国電力の一般的な料金メニューから減額した料金メニューをいいます。

なお、要項9（留意事項（3）CO₂排出係数の扱い等）に記載のとおり、供給する電力は、山口県内の水力発電所に限定されるものではありません。

3 供給上限量

「やまぐち維新でんき」の総供給上限量は、県企業局が保有する水力発電所の発電量約1億7千5百万キロワット時／年とします。

そのうち、やまぐち水力100プランは約9千3百万キロワット時／年、やまぐち地域産業サポートプランは約8千2百万キロワット時／年を供給上限量とします。

4 需給契約の要件

「やまぐち維新でんき」の適用を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。なお、供給対象箇所に適用する料金メニューは、「やまぐち水力100プラン」、「やまぐち地域産業サポートプラン」のいずれか一方とします。

(1) 申請者は、山口県内に事業所を置く、または置こうとする企業等であること。

(2) 供給対象箇所は、山口県内に立地していること。

(3) 申請者は、供給対象箇所において、中国電力から電力の全量の供給を受けていること。（これから電力の供給を受ける場合は、中国電力から電力の全量の供給を受ける予定であること。）

(4) 供給対象箇所は、供給電圧が高圧（6,000ボルト）であり、契約電力が原則として2,000キロワット未満であること。

(5) 申請者は次のいずれにも該当しないこと。

イ 直近1事業年度の法人税、消費税および県税に係る徴収金を滞納している者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者

(6) 「やまぐち地域産業サポートプラン」について、申請者は次のいずれかに該当すること。

イ 「経営革新計画」の承認企業であること。

ロ 「やまぐち産業イノベーション促進補助金」の交付を受けている企業であること。

ハ 「DX推進補助金」の交付を受けている企業であること。

ニ 山口県が誘致し、2022年2月25日以降に山口県内で事業を開始する企業等であること。

ホ 2022年2月25日以降に山口県工業用水を新たに受水、または増量する企業であること。

5 適用条件

(1) 料金

中国電力の電気契約要綱（以下「契約要綱」という。）および標準料金表（以下「料金表」という。）に基づき締結している、または新たに締結する電気需給契約（以下「需給契約」という。）によるものとし、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、電力量料金はイまたはロによるものとします。

イ やまぐち水力100プラン

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、次の料金を加算するものといたします。

なお、年度ごとに加算する料金を変更することがあります。

また、電力量料金は、料金表別表1（燃料費等調整）（4）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

1キロワット時につき	1円00銭
------------	-------

ロ やまぐち地域産業サポートプラン

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、別紙2『やまぐち地域産業サポートプラン』電力量料金』のとおりといたします。

また、電力量料金は、料金表別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、料金表に定める電力量料金に変更された場合は、変更後の料金表に記載する電力量料金に基づいて、別紙2『やまぐち地域産業サポートプラン』電力量料金』を変更いたします。

(2) 契約期間

契約期間は次によります。ただし、お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し、電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

イ やまぐち水力100プラン

需給契約が成立した日から、2024年3月31日までとします。

なお、適用開始日は、原則として計量日といたします。ただし、この要項公表の際現にやまぐち水力100プランの適用を受けているお客さまが継続して本要項の適用を希望される場合は、2023年4月1日といたします。

ロ やまぐち地域産業サポートプラン

需給契約が成立した日から、2024年3月31日までとします。

なお、適用開始日は、原則として計量日といたします。ただし、この要項公表の際現にやまぐち地域産業サポートプランの適用を受けているお客さまが継続して本要項の適用を希望される場合は、2023年4月1日といたします。

(3) 契約種別

契約要綱に定める「業務用電力」「業務用TOU」「高圧電力」「高圧TOU」のいずれかとします。

なお、契約種別が前記以外るとき、需給契約に付帯する契約に加入しているとき等は、「やまぐち維新でんき」の適用を受けることができない場合があります。

(4) 中途解約

適用企業等は、県企業局または中国電力が天災その他の事由により「やまぐち維新でんき」による電力の供給が困難となった場合を除き、原則として中途解約できないものとします。

適用企業等のやむを得ない事由により中途解約するときは、「やまぐち地域産業サポートプラン」の料金適用開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間（以下「精算対象期間」という。）について、標準料金表を適用して算定される料金と既に申し受けた精算対象期間の料金に相当する料金との差額を申し受けます。ただし、「やまぐち水力100プラン」における加算料金に相当する金額の精算は行いません。

なお、契約要綱48（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に基づく精算を実施した場合は、本項は適用しません。

6 申請手続

申請手続は、次のとおりとします。なお、この申請は、需給契約の変更の申込みを兼ねるものとします。

(1) 申請方法

別紙3「お問い合わせ先一覧」に記載の中国電力の担当セールスセンターへお問い合わせください。申請書類をご案内します。

(2) 申請期間

先着順に随時受付しますが、供給上限に達した場合、もしくは2023年3月31日をもって受付を終了します。

なお、天災地変その他予測し得ない事態が発生した場合は、供給上限に達しない場合でも受付を終了することがあります。

(3) 提出先

中国電力の担当セールスセンターに申込書類をご提出ください。

7 審査等

(1) 審査の流れ

中国電力は、申請書類の受付後、要項4（需給契約の要件）の合致について申請書類の確認を行い、「やまぐち維新でんき」の適用可否を決定します。

なお、受付時に供給上限量を超過していた場合や中国電力の需給状況が厳しい場合は、要項4（需給契約の要件）を満たしても適用できない場合があります。

（2）適用可否の通知等

申請書類の受付後、原則として、1か月以内に適用可否を決定し、申請者へ通知します。

通知後は、中国電力と電気需給契約書を締結していただきます。

8 実施期日

本要項による電気の供給は、2023年4月1日から実施いたします。

なお、『やまぐち維新でんき』募集要項（2022年2月25日公表）」にもとづく電気の供給は、2023年3月31日をもって終了いたします。

9 留意事項

（1）申請書類の取扱い

イ 情報の利用

申請書類に記載された情報については、県企業局と中国電力で共有します。

県企業局と中国電力は、「やまぐち維新でんき」の供給に必要な情報を利用することができるものとし、審査の必要があるときは、申請書類に記載された情報について、山口県の関係機関に照会できるものとします。

ロ 申請書類の返却

提出された申請書類は、返却しません。

（2）虚偽申請等による適用の解除等

申請書類に虚偽の記載、申請に不正の行為等があったときは、「やまぐち維新でんき」の適用を解除します。

また、適用が解除された企業等は、要項5（適用条件(4)中途解約）に準じた精算を実施します。

（3）CO₂排出係数の扱い等

イ やまぐち水力100プラン

県企業局が保有する水力発電所で発電された電力と非化石証書をあわせて供給するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の報告に用いるCO₂排出係数はゼロとなります。

なお、発電所の故障等により、県企業局が保有する水力発電所から供給できない場合は、山口県内に立地する中国電力の水力発電所から供給します。

ロ やまぐち地域産業サポートプラン

県企業局が保有する水力発電所で発電された電力は、中国電力の電力供給に活用しますが、「やまぐち地域産業サポートプラン」は、中国電力が保有・調達する電

源全体から供給するものであり、県企業局が保有する水力発電所で発電された電力に電源を限定するものではありません。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の報告に用いるCO₂排出係数は、国が公表する中国電力の値のうち、一般的な料金メニューに加入する他のお客さまと同様の値となります。

(4) 適用企業等に対する調査

県企業局と中国電力は、「やまぐち維新でんき」の適用が、適用企業等による県内の再生可能エネルギー電気の普及および地産地消を推進するとともに、山口県内企業の環境意識の向上および地域産業の振興に寄与することを目的としています。

については、県企業局と中国電力は、適用企業等に対して、上記目的の更なる推進のために、申請書類に基づき各種調査を実施することがありますので、その際にご協力をお願いします。

(5) 要項の変更

県企業局と中国電力は、この要項を変更することがあります。この場合の契約条件は、変更後の要項によるものとし、この要項の変更について、県企業局および中国電力のホームページ上でのお知らせ等、適切な方法により適用企業等にお知らせします。

(6) その他

イ 電気需給契約書および本要項に定めのない事項については、契約要綱および料金表の定めるところによるものとします。

ロ 料金には、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を含みます。

ハ 「やまぐち水力100プラン」の適用を受けるお客さまには、本メニューに係る認証書を交付します。

10 お問い合わせ先

<電気のご契約内容に関するお問い合わせ先>

別紙3「お問い合わせ先一覧」に記載の中国電力の担当セールスセンター

<電気のご契約以外の内容に関するお問い合わせ先>

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県企業局 総務課

電話：083-933-4015

FAX：083-933-4029

「やまぐち地域産業サポートプラン」の適用要件となる支援策一覧

「やまぐち地域産業サポートプラン」を本要項 4（6）イ、ロ、ハにより申し込む場合は、次の表に定める計画の承認または補助金の交付を受けていることが要件となります。

補助金等の名称	補助金等の対象者
経営革新計画	製造業、商業、サービス業などをはじめ全業種において、新事業活動により経営の向上を図ろうとする中小企業者等
やまぐち産業イノベーション促進補助金	今後の成長が期待される医療関連分野、環境・エネルギー関連分野、バイオ関連分野、宇宙利用産業分野、航空機・宇宙機器産業分野、自動車関連分野、未来技術関連分野において研究開発や県内での事業化に取り組む県内企業等
D X 推進補助金	① 県内に主たる事業所を有すること ② 付加価値額が年率平均 3 % 以上向上する D X 推進計画を有すること の両方を満たす県内中小企業者 ※付加価値額は、営業利益、人件費および減価償却費の合算

「やまぐち地域産業サポートプラン」電力量料金

「やまぐち地域産業サポートプラン」の電力量料金は、1キロワット時につき、次のとおりとします。

1. 業務用電力

	夏季料金	その他季料金
標準料金表	31円32銭	29円88銭
やまぐち地域産業サポートプラン	29円76銭	28円38銭

2. 業務用TOU

	ピーク時間料金	昼間時間料金 (夏季)	昼間時間料金 (その他季)	夜間時間料金
標準料金表	36円37銭	32円65銭	31円59銭	26円91銭
やまぐち地域産業サポートプラン	34円55銭	31円02銭	30円01銭	25円56銭

3. 高圧電力A (契約電力500キロワット未満)

	夏季料金	その他季料金
標準料金表	31円89銭	30円40銭
やまぐち地域産業サポートプラン	30円29銭	28円89銭

4. 高圧電力B (契約電力500キロワット以上)

	夏季料金	その他季料金
標準料金表	29円73銭	28円43銭
やまぐち地域産業サポートプラン	28円25銭	27円02銭

5. 高圧TOUA (契約電力500キロワット未満)

	ピーク時間料金	昼間時間料金 (夏季)	昼間時間料金 (その他季)	夜間時間料金
標準料金表	38円32銭	34円27銭	32円85銭	26円91銭
やまぐち地域産業サポートプラン	36円41銭	32円55銭	31円21銭	25円56銭

6. 高圧TOUB (契約電力500キロワット以上)

	ピーク時間料金	昼間時間料金 (夏季)	昼間時間料金 (その他季)	夜間時間料金
標準料金表	34円18銭	30円84銭	29円50銭	26円91銭
やまぐち地域産業サポートプラン	32円47銭	29円30銭	28円03銭	25円56銭

お問い合わせ先一覧

○ 電気の供給箇所の立地する住所のフリーダイヤルにお電話いただくと、中国電力の顧客センターにつながります。

○ 顧客センターの受付時間は、平日 9時から 20時です。

注. 下表において、同一市町村で複数のフリーダイヤルが記載されている場合、いずれのフリーダイヤルにおかけいただいても、顧客センターで対応します。

供給箇所の立地する住所	担当のセールスセンター	住所	お問い合わせ先
山口市(阿知須を除く)、美祢市美東町・秋芳町、宇部市小野一部・大字西吉部・大字東吉部、防府市	山口統括セールスセンター	〒753-8506 山口市中央2丁目3番1号	0120-612-530
萩市、阿武郡阿武町、長門市、下関市豊北町			0120-615-227
周南市、下松市、光市、岩国市の一部	周南セールスセンター	〒745-0851 周南市大字徳山字福田寺原 4713 番地	0120-611-907
岩国市、玖珂郡	岩国セールスセンター	〒740-0034 岩国市南岩国町1丁目16番6号	0120-610-762
柳井市、熊毛郡田布施町・平生町・上関町、大島郡周防大島町、岩国市(旧 玖珂郡由宇町)			0120-616-317
宇部市、山陽小野田市、美祢市(美東町・秋芳町を除く)、山口市阿知須	宇部セールスセンター	〒755-0043 宇部市相生町7番36号	0120-613-270
下関市(豊北町を除く)	下関セールスセンター	〒750-0025 下関市竹崎町3丁目8番13号	0120-707-614